



国公連合情報

2012年2月20日 国公連合〔発行責任者：書記長 森永 栄〕

2.17民自公三党政調会長合意に対する今後の対応を協議-2.19緊急中執を開催-

国公連合は、先週17日の三党政調会長合意を受けて、昨日、緊急中央執行委員会を開催し、今後の対応等について協議を行った。

今回の三党合意は、昨年5月に「覚悟と決断」を持って労使合意を行った「臨時特例法案」の外で、国家公務員の給与削減に対する合意がなされたもので、極めて遺憾と言わざるを得ない。

以下、今回の三党合意に関する国公連合の見解について、2月9日の国公連合中央委員会で確認された取り組み経過とともに緊急執行委員会で確認した。

今後も、厳しい情勢の下での取り組みが継続されることとなるが、国公連合の取り組みに対して更なる結集をお願いしたい。

「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」と「国家公務員制度改革関連四法案」および「2011 人事院勧告」に対する取り組みの経過と現状における見解

私たち国公連合は、昨年5月、国家公務員の給与引下げに係る交渉に公務員連絡会に結集し臨んできました。この交渉は「人事院勧告制度の下では極めて異例ではあるが、自律的労使関係制度への移行を先取りする形で職員団体の理解を得る」との総務大臣見解のもとでスタートしたものです。

国公連合は、交渉において組合員の思いを背景に問題点を指摘し、実質的な交渉期間は短期間なものとなりましたが、真摯に政府と向き合いました。交渉の結果、今後、労働基本権が付与され、労使交渉によって公務員労働者にふさわしい賃金・労働条件を自律的に決定することを強く確信するとともに、財政事情や東日本大震災などわが国を取り巻く極めて厳しい環境のもと、「日本の再生のために被災者・被災地とともに歩む」決意をもって、俸給月額については5~10%、期末・勤勉手当については一律10%の給与削減を受け入れることで政府と合意をしました。

この最終的な合意を踏まえ、現在、国会に提出されている「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」（以下：臨時特例法案）は、労使関係の本来あるべき姿を先取って、政府との間で2013年度末までの間の国家公務員の給与について決着したものです。

国公連合は、この給与削減にかかる政府合意と国会提出を受けて、8月以降、人事院に対して「労使合意に基づく臨時特例法案が国会に提出されていることを踏まえて給与改定勧告を行わないこと」を強く求めてきましたが、人事院は、私たちの声を無視し、9月30日に給与改定勧告を強行しました。

国公連合は、この人事院による給与改定勧告の強行に対して遺憾の意を表明するとともに、勧告以降も公務員連絡会に結集した取り組みを進めてきました。特に、政府に対して人事院勧告に基づく給与改定は実施しないよう強く求めてきたところであり、10月28日の閣議で政府が人事院勧告を実施しない方針を正式に決定したことは、この間の労使合意に基づく当然の判断と言えます。

12月9日に閉幕した第179臨時国会において、私たちは、臨時特例法案と自律的労使関係制度を確立するための国家公務員制度改革関連四法案の同時決着を求めて、連合・公務労協に結集した運動を展開してきました。また、この間11月9日には、早期に公務員制度改革の実現を求める「国公連合2011年秋季中央行動」を実施しました。集会には、全構成組織・全国各地から230人

以上が結集し、民主党および民主党国会議員を中心に要請行動を行うなど、政府与党に対して国会における審議に全力を挙げるよう求めてきました。

しかし、与野党対立が激化する国会では、政府が10月28日の閣議決定において人事院勧告の不実施と臨時特例法案の早期成立を期すことを決定したことに対して、人事院と自民党は国会論戦を通じた反論と追及を繰り返しました。そして、人勧を実施した上で震災対応のための人件費削減を行うという自公対案が明らかになった11月下旬以降、民主党は自民党・公明党との三党協議に臨むことを決断しました。具体的には、12月1日の三党政調会長会談を踏まえ、翌2日に両院総務委員会理事を中心とする実務者協議を実施しました。臨時国会の日程的な限界から、国家公務員制度改革関連四法案の「審議入り」及び「年内の野党との協議、成立に向けた合意形成」が困難となった現実を踏まえ、民主党は12月5日に予定されていた実務者協議の延期を自民党・公明党に通告した。そして、第179臨時国会は12月9日の会期末を迎え、臨時特例法案及び国家公務員制度改革関連四法案のいずれも審議に付されることはなく、第180通常国会に継続されることとなりました。

なお、自公両党は、12月7日、「一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律案」を議員立法で国会に提出しています。

野田総理は、2012年の年頭記者会見において、最大かつ最優先の課題は「1つは東日本大震災からの復旧・復興、そして原発事故の収束、日本経済の再生、この3点である」としています。また昨年、与野党の協議を進めながら、残された課題の1つに「公務員の人件費の削減も含めた行政改革」をあげ、「現時点でまだ与野党で合意ができていない状況ではないが、我々の考え方は既にお示ししているし、野党の考え方も既に示されているので、どこを我々は守らなければいけないのか、何を譲っても良いのかというぎりぎりの交渉を本格的にしていく」という、姿勢を示しました。

1月25日、『民主党は、民自公三党の実務者協議において、人勧の平均▲0.23%を実施した上で、さらに平均7.8%を減額するとの提案を行い、これに基づき最終調整を行うことで合意した。』との報道が朝のNHKニュースに始まり、夕刊・翌日の朝刊各紙で報道されました。

その後、民自公三党による実務者会議は、民主党側から提案を行った、人勧を実施した上で特例法案分の削減を行うことで協議が進められましたが、地方公務員への給与の扱いや給与の年間調整（平成23年4月以降分の調整、いわゆる遡及）については、成案を得ることが出来ず、また、関連四法案については実務者会議では取り扱わないことを確認し、2月9日の実務者協議をもって、各党政調会長に報告しています。

公務労協は、1月27日の緊急書記長会議以降、延べ4回の緊急書記長会議を開催する中で、実務者会議の経過等について情勢認識の共有を図りつつ、連合とともに対策を講じてきました。

具体的には、2月13日～14日にかけて、民主党総務委員会所属国会議員に対して、この間の三党実務者協議における対応について、政党間協議という性格上、極めて機密性の高い問題であることは否定しないが、連合をはじめ労使合意当事者である我々に一切の相談も事前告知もないまま、人事院勧告の実施を議員立法で措置することを民主党側から提案したことに遺憾の意を伝えるとともに、①三党実務者協議で整理された事項の最終的な決着については、労使合意に基づく措置となることを前提として、今後の民主党内議論に臨むこと、②労使合意の条件である「国家公務員制度改革関連四法案」について、自律的労使関係制度に係る措置は閣法無修正により、「臨時特例法案」との同時決着を今通常国会において実現するよう最大限の努力を行うこと、③地方公務員の労働関係に関する法律案について、遅くとも3月中旬までに国会提出を行うよう政府に働きかけるとともに、「国家公務員制度改革関連四法案」に遅れることなく、閣法無修正により、その成立をはかること、を要請しました。

このような情勢の下、2月16日夜に開催した政府・民主三役会議を経て、2月17日の民自公三党政調会長会談において、国家公務員の給与削減と国家公務員制度改革関連四法案の取扱いについて合意がなされました。合意の内容は、①2011年度人事院勧告を実施し、さらに7.8%まで国家公務員の給与削減を深掘りするため、自公が議員立法で提出している法案を基本として、i)経過措置額の廃止及びこれに伴う昇給回復措置については2014年4月1日に一度に実施することとするが、それまでの間においても、2012年4月1日及び2013年4月1日に、経過措置所要額の自然減に対応した昇給回復を実施する、ii)東日本大震災への対応として、10万人を超える体制で対処した自衛官等の労苦に特段の配慮をする、との2点について修正を行う、②地方公務員の給与については、地公法及び今回の国公給与法案の趣旨を踏まえ、各地方公共団体での対応のあり方について、国会審議を通じて合意を得る、③国家公務員制度改革関連四法案については、国家公務員制度改革基本法に定められた、制度の全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置する、との趣旨を踏まえ、「審議入りと、合意形成」に向けての環境整備を図る、とするものです。

これは、国家公務員給与の削減が、昨年5月の政府と公務員連絡会・国公連合との労使交渉の合意に基づき、関係法案が提出されていることを踏まえ、最終決着にあたっては、使用者である政府と与党に対して改めて労使合意の履行を求めてきたことからすれば、今回の民自公三党政調会長会談による合意内容は、極めて遺憾であると言わざるをえません。

不安定な政治情勢が継続される中で、労使合意にかかわらず民自公三党政調会長会談で給与削減の合意が行われたことに対しては、使用者である政府の見解を明確に求めていく必要があります、労使合意を尊重、前提とした自律的労使関係制度の趣旨に鑑みれば、労使でこれら一連の経過について共有することが必要不可欠です。

一方で、今回の三党合意は、公務員連絡会・国公連合と政府との労使合意を唯一の根拠として提出されている臨時特例法案の削減率が前提とされており、現行法制度の下における労働基本権の代償措置たる人事院勧告制度に帰属して賃金・勤務条件を決定してきたという時代はもはや終わったことを意味していると言えます。

2月19日夕刻から開催された、公務労協第59回公務員制度改革対策本部会議では、三党政調会長合意への今後の対応についての基本的な立場等について、①1月25日の三党実務者会議において、民主党が提起した「2011年度人事院勧告の実施」は、一切の相談も事前告知もないまま行われたことは厳然たる事実であることを踏まえ、今後、このようなことが断じてない事を強く求める、②政府と公務員連絡会・国公連合との労使交渉及びその合意は、最も尊重されなければならないことは当然であり、改めてそのことを追求していくこととする、③第180通常国会が、政権争いという政局に埋没した野党側の対応により、政府・与党の政権運営が過去に例のない難渋を極めているもとの判断である、④民主党を中心とする政権が、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現し、国民から信頼される政権として機能するため、そして何より遅れている東日本大震災の復旧・復興の財源として措置することを最優先として、三党政調会長合意を受け止める、⑤連合とともに組織の総力を傾注し、国家公務員制度改革関連四法案の今国会における成立と、「地方公務員の労働関係に関する法律案」等の早期国会提出と成立に向け全力をあげることを確認し、3月21日に予定している中央集会に向けて具体的な取り組みを行っていくことを確認しました。

国会情勢を含めた状況は非常に緊迫しており、国家公務員の給与削減の処理にあたっては、なんとしても公務員制度改革の実現に向けてその道筋をつけることが必要です。そのために国公連合も全力をあげて取り組みを進めることとします。